

7 建政第 358 号  
令和 8 年（2026 年）1 月 23 日

一般社団法人長野県建設業協会会長 様  
長野県建設産業団体連合会長 様

長野県建設部長

通常必要と認められる労務費を著しく下回る  
おそれのある取引事例集について（通知）

このことについて、別添のとおり国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から通知がありましたので、お知らせします。

建設業界の担い手の確保に向けて、労働者の処遇改善や働き方改革を推進するため、令和 6 年 6 月 14 日に改正建設業法が公布されました。

改正建設業法には、受注者が著しく低い労務費により見積ることを禁止し、注文者が著しく低い労務費による見積りとなるような変更依頼をすることを禁止する規定が設けられ、当該規定は令和 7 年 12 月 12 日より全面施行されました。

本事例集は、建設業法第 40 条の 4 に基づき、いわゆる「建設 G メン」が実施した建設工事の請負契約に係る取引実態調査の結果、見積りのやり取りにおいて改善が必要と認められた事例及びその解説を取りまとめたものです。

つきましては、内容をご確認いただき、適正な労務費が確保された取引が推進されるよう、貴会会員への周知にご配意願います。

担当 建設政策課 建設業担当 宮川
TEL 026-235-7314（直通）
FAX 026-235-7420
E-mail : <a href="mailto:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp">kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp</a>

担当 技術管理室 入札・契約班 倉科
TEL 026-235-7312（直通）
FAX 026-235-7482
E-mail : <a href="mailto:gijukan@pref.nagano.lg.jp">gijukan@pref.nagano.lg.jp</a>

# 労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

- 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。
  - 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。
  - 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もること、また、注文者がそれを尊重することが必要。
- ※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方による「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

## 基準値のフォーマット

### ※建築工事の原則パターン

工事の種類		対象工事		「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様	
標準的な規格・仕様		□□□			歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」
条件		××の種類 △△△			
労務費の基準値(例)		1,754(円/m <sup>2</sup> )(例)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m <sup>2</sup> )	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m <sup>2</sup> )
	●●工事	●●工	0.05	30,000	1,500.00
	■■作業員	■■作業員	0.01	25,400	254.00
合計					1,754.00

設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による  
 労務歩掛：◇◇◇による  
 (内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの)  
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】  
 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】  
 ・条件は以下の通り。  
 ××の種類：×××  
 △△の種類：△△△  
 ●◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】  
 -主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。  
 .....(例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定)を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

## 基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工 及び現場組立、コンクリート打設時 における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m 程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m <sup>3</sup>	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工 及び組立、コンクリート打設時の合 番、型枠点検及び保守、型枠の取 外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上 軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を示す  
 ※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

**上記を含め、13職種分野99工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中20業種に対応）**

# 職種別意見交換会の実施状況

- 令和6年11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から意見交換を開始し、これまで**計25の職種別意見交換会を実施**。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- 令和7年12月までに、**13職種分野99工種(作業)について、国土交通省において「労務費の基準値」を公表**。(建設業許可業種全29業種中15業種の何らかの作業に対応)
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

## 開催した職種別意見交換会と構成員※1

※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順  
 ※2引き続き調整中の基準値を含む

凡例

 : 基準値として公表  
 (令和7年12月時点)

 : 調整中

(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・ 屋根ふき 	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
型枠 	日本型枠工事業協会	解体 	全国解体工事業団体連合会
鉄筋 	全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会	鉄骨 	鉄骨建設業協会
住宅分野 	住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	トンネル 	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官 	日本左官業組合連合会	防水 	全国防水工事業協会
電工※2 	全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、 日本電設工業協会	潜かん 	日本圧気技術協会
塗装 	日本塗装工業会	さく岩 	日本発破・破碎協会
とび 	日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会	切断穿孔 	ダイヤモンド工事業協同組合
内装 	全国建設室内工事業協会、全日本畳事業協同組合、 日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会、日本畳産業協会	タイル・ サッシ・ ガラス 	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生※2 	全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、日本配管工事業団体連合会 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	エクステリア 	日本エクステリア建設業協会
土工※2 	全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会	橋梁 	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレス・コンクリート建設業協会、 プレストレス・コンクリート工事業協会
		警備 	全国警備業協会
		造園 	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
		上下水道 	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
		土間 	日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

令和8年1月5日  
国不建推第76号

建設業者団体の長  
都道府県建設業担当部局長  
公共発注者の長  
主要民間団体の長

殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

### 通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設業界の担い手の確保に向けて、労働者の処遇改善や働き方改革を推進するために、建設工事の請負契約の当事者が遵守すべき原則を定めた建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）が、令和6年に改正され、請負契約において労働者の賃金の原資となる労務費が適切に確保され、下請負人に行き渡るよう、法第20条第2項において受注者には著しく低い労務費による見積りを禁止し、また、法第20条第6項において注文者には著しく低い労務費による見積となるような変更依頼を禁止する規定が設けられた。

さらに、中央建設業審議会において、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金を支払うことが可能となるよう、公共工事・民間工事を問わず、建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目的とする「労務費に関する基準」（令和7年12月中央建設業審議会勧告。以下「労務費基準」という。）が作成、勧告された。

労務費基準では、建設工事において通常必要と認められる労務費（以下「適正な労務費」という。）については、適切な職種の公共工事設計労務単価に、施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛を乗じる計算方法が示され、労務単価については、公共工事設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、また、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要とされている。

個々の請負契約において、労務費基準により示される適正な労務費が確保され、適正な労務費・賃金の支払いがなされるよう、建設工事の全ての取引段階において、賃金の原資として適正な労務費を確保することが重要であり、そのような取引が推進されるよう、国土交通省では法第40条の4に基づき、いわゆる建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を調査し、不適正な取引行為が確認された場合は改善を促すなど、適正な労務費の確保に向けた取組みを行ってきた。

本事例集は、そのような建設Gメンによるこれまでの調査において、見積りのやり取りに関して確認された改善が必要な取引事例及びその解説を取りまとめたものである。

建設工事の取引当事者においては、少なくとも本事例集で示した事例は建設業法上問題となり得ることに十分留意し、適正な労務費が確保された取引に努められたい。

## ○建設工事の労務費に係る不適正な見積りのやり取りによる取引事例

建設工事の見積りについて、法第20条第1項では、受注者は工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下「材料費等」という。）、その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳などを示した見積書を作成するよう努めなければならないとされている。また、法第20条第4項では、注文者はその見積りの内容を考慮するよう努めるものとされている。注文者と受注者においては、これらの法の趣旨を踏まえ、材料費等、その他当該建設工事の施工のために必要な経費が適正に確保された額により見積りをやりとりする商慣行の定着が期待される。

以下の見積りのやり取りによる各取引事例については、いずれにおいても、労務費を価格調整の原資とした場合、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれには繋がる可能性があることから、注文者及び受注者がそれぞれの立場において適正な取引行為となるよう改善が必要となるものである。

また、労務費基準において、労務費の他にも、労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金についても、通常必要と認められる額とされていることを踏まえ、これらの経費についても価格調整の原資とすることで、以下の各事例のようにならないよう、労務費と同様に適正な額が確保された取引をすることが必要である。さらに、これらの不適正な取引行為は、追加工事または変更工事に伴う変更契約等についても適用される考え方となることに留意しなければならない。

なお、材料費については、労務費基準において「労務費と並んで建設工事の主要費用を占めている材料費については、その適正な費用計上が労務費へのしづ寄せを防ぐ観点から重要であるところ、物価資料等に掲載されている価格については、請負契約において「通常必要と認められる材料費」の一指標として整理される。」こと、「『労務費に関する基準』の運用方針」の方針41において、「個別の建設工事の設計図書で定められた品質を満たすために必要な建築資材の調達価格が、当該建設工事の施工のために「通常必要と認められる額」となり、民間調査（物価本）によって各資材の市場価格が一指標となると考えられる」ことがそれぞれ示されており、材料費においても本事例を考慮しつつ、通常必要と認められる額が確保されるよう、契約当事者間で見積りのやり取りを行うことが望ましい。

### <類型①（単価を見直さない据え置き）>

事例1. 長年の取引関係のある注文者と受注者は、予め建設工事の契約にあたって見積りに用いる労務単価を取り決めているが、数年にわたって労務単価に関する協議の場が設けられず、適正な労務費となるような労務単価の水準に見直されないまま、その労務単価を用いて見積りのやり取りを行っている。

事例2. 注文者と受注者が、初めて建設工事の取引を行うにあたって、注文者、受注者のいずれかが作成している労務単価を用いることとされたが、その労務単価は数年にわたって適正な労務費となるような労務単価の水準に見直されないまま、その労務単価を用いて見積りのやり取りを行っている。

解説. 近年、建設業に従事する労働者の賃金水準は上昇傾向にあり、賃金支払いの実態を基に設定された公共工事設計労務単価も毎年見直しが図られている。

そのような状況下で、数年にわたって適正な労務費となるような水準へ見直しがされていない労務単価を用いることによって、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「単価を見直さない据え置き」に該当する。

事例1は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和8年1月1日内閣官房・公正取引委員会。）を踏まえ、例えば1年に1回などの定期的に労務費について協議する場を設けることが適切だが、そのような場が設けられず労務単価の見直しが図られていないものであり、また、事例2も取引に用いる労務単価が数年にわたって見直されていないため、それぞれの事例において、見積り時における最新の公共工事設計労務単価と比較して低い労務単価となった際は、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれには繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

### <類型②（一律一定比率等の減額）>

事例3. 適正な労務費を踏まえた見積りに対して、合理的理由や根拠がなく一定の比率を乗じて減額を行い、本来施工に必要となる適正な労務費とはならない見積りのやり取りを行っている。

事例4. 適正な労務費を踏まえた見積りに対して、合理的理由や根拠がなく端数調整により減額を行い、本来施工に必要となる適正な労務費とはならない見積りのやり取りを行っている。

解説. 建設工事の取引において値引きなどの価格交渉を行うこと自体は否定されるものではないが、適正な労務費を下回ることがないよう、値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲等から充てられる必要がある。

適正な労務費を踏まえた見積りに対し、合理的理由や根拠がなく一律に一定比率を乗じて減

額したり、端数調整として減額することにより、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「一律一定比率等の減額」に該当する。

事例3及び事例4は、適正な労務費に対して、合理的理由や根拠がない一律、または一定比率等により労務費が減額されており、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれには繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

#### <類型③（予算額を前提とした指値）>

事例5. 注文者が設定した工事予算額に見積りの総額を合わせるために、その予算額から逆算して、合理的理由や根拠がなく、本来施工に必要となる労務費とならない額を計上し、適正な労務費が確保されていない見積りのやり取りを行っている。

解説. 注文者が請負代金を指定したうえで、その額で施工できる者を募集すること自体は差し支えないが、注文者は予め、受注者より労務費を含む工事の施工に必要な経費を明らかにした見積りを徴収したうえで、工事の注文に必要な予算を確保することが望ましく、また予め見積りの徴収が困難な場合であっても、公共工事設計労務単価を踏まえた適切な労務費の水準が考慮された予算を計上することが望ましい。

工事予算額との整合性をとることを前提に、予算額を基に工事の施工に必要となる経費を逆算して見積りに計上された労務費には合理的理由や根拠がなく、このような適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「予算額を前提とした指値」に該当する。

事例5は、注文者が指定した予算内で契約するために、工事代金の予算額に整合性をとることを優先し、適正な労務費とならない見積りをするものであり、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれには繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

#### <類型④（相見積等を基にした指値）>

事例6. 注文者が複数の建設業者から徴収した見積りのうち最安値の見積額を一方的に請負代金とするため、当該最安値の見積額の提出者以外の者に、本来施工に必要となる適正な労務費よりも減額した見積りとするような変更を依頼し、適正な労務費が確保されていない見積りのやり取りを行っている。

解説. 注文者が複数の建設業者より見積書を徴収し、その内容を踏まえて受注者を決定することは否定されないが、適正な労務費による見積りを行った者を受注者として決定することが適切である。

注文者が複数の建設業者から徴収した中で最安値の見積りについて、最安値という理由のみをもって、当該最安値の見積額の提出者以外の者に対してその最安値の額を提示し、同額もしくはそれ以下の額による見積りへ変更を依頼し、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「相見積等を基にした指値」に該当する。

事例6は、注文者が安価な契約をするために、労務費を減額した見積りとするような変更を依頼することで、適正な労務費が確保されていない見積りを行うものであり、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれには繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

＜類型⑤（取引関係維持等を意図した減額）＞

事例7. 長年の取引関係のある注文者と受注者が、取引関係を維持することを理由として、本来施工に必要となる適正な労務費から合理的な理由や根拠がなく減額して、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

事例8. 注文者と受注者が、新たな取引関係の構築を目的とし、本来施工に必要となる適正な労務費に比べて、合理的な理由や根拠がなく減額して、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

解説. 受注者が、特定の注文者との関係構築や、閑散期における受注等を目的として、総価として通常より安価な契約をすること自体は否定されないが、このような値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲等から充てられる必要があり、あくまでも労務費は適正に確保する必要がある。

注文者と受注者が取引関係を維持する目的をもって、本来施工に必要となる適正な労務費に比べて減額した見積りにより、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「取引関係維持等を意図した減額」に該当する。

事例7及び事例8は、取引関係を維持するために、合理的な理由及び根拠のない減額により、適正な労務費とならない見積りであり、適正な労務費が確保されないことや通常必要と認められる労務費の額を著しく下回るおそれには繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。

＜類型⑥（工事条件を考慮しない価格設定）＞

事例9. 注文者と受注者が、工事条件に応じて額を変えることが必要な労務費について、工事条件を考慮せずにあらゆる工事において、常に同じ歩掛の値を用いて、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

事例10. 注文者と受注者が、労務単価については適切な職種の公共工事設計労務単価を踏まえた内容としているものの、工事条件を考慮せずに、同種工事に比べて実現困難と思われるような歩掛を計上することにより、適正な労務費とならない見積りのやり取りを行っている。

解説. 建設工事については、現場ごとに様々な条件があるため、労務費を構成する歩掛も、通常はその条件に応じて異なるものであり、過去の同種工事の実績や職種分野別の「労務費の基

「準値」などと比較のうえで、適正な歩掛に基づいた労務費を見積書に計上することが必要である。

注文者、受注者のいずれにおいても、工事条件が現場ごとに異なるにも関わらず、合理的な理由や根拠がなく、常に同じ歩掛、または同種工事と比べて実現困難な歩掛を用いることにより、適正な労務費が確保されていない建設工事の取引を行うことは、「工事条件を考慮しない価格設定」に該当する。

事例9及び事例10は、工事条件を考慮せずに、合理的な理由及び根拠のない歩掛を基にした、適正な労務費とならない見積りであり、適正な労務費が確保されないことや適正な労務費の額を著しく下回るおそれには繋がる可能性があることから、適正な取引行為となるよう改善が必要である。